

ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん予防）ワクチン接種説明書

1. 子宮頸がんについて

子宮頸がんは、子宮頸部（子宮の入り口）にできるがんで、20～30代で発症が急増し、日本では年間約15,000人の女性が発症していると報告されています。発がん性HPVというウイルスの感染が原因で引き起こされる病気で、感染しても多くの場合、感染は一時的で、ウイルスは排除されますが、感染した状態が長く続くと、子宮頸がんを発症することがあります。発がん性HPVには15種類ほどのタイプがあり、その中でもHPV16型、18型は子宮頸がんから多く見つかるタイプです。

2. ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん予防）ワクチンについて

「サーバリックス（2価）」「ガーダシル（4価）」「シルガード9（9価）」の3種類があります。

3. 有効性・安全性について

- ① サーバリックスは、日本人における子宮頸がん患者の約60%からみつかるとされるHPV16型、18型の2つのタイプの発がん性HPVの感染を防ぐことができます。
- ② ガーダシルは、HPV6、11、16、18型の感染や、子宮頸がんの前がん病変、外陰上皮内腫瘍、膣上皮腫瘍、尖圭コンジローマを予防する効果が確認されています。しかし、子宮頸がんに対する予防効果について確認されているわけではありません。前がん病変を予防することにより、子宮頸がんを予防することができるものと考えられています。
- ③ シルガード9は、HPV6、11、16、18型に加え、子宮頸がんの最も多くの原因となっているHPV16、18型に次いで多い、31、33、45、52、58型の感染を防ぐワクチンです。

どのワクチンも既に感染したウイルスを排除したり、子宮頸がんの進行を制御する働きはありません。ワクチンを接種した後も、全ての発がん性HPVによる病変が防げるわけではありませんので、早期発見するためには定期的な子宮頸がん検診の受診が必要です。

4. 接種スケジュール等について

- | | |
|-----------|--|
| ① サーバリックス | 初回接種から1ヵ月後、6ヵ月後の計3回接種 |
| ② ガーダシル | 初回接種から2ヵ月後、6ヵ月後の計3回接種 |
| ③ シルガード9 | ◎1回目を15歳になるまでに接種した場合
初回接種と6ヵ月後の計2回接種
◎1回目を15歳になってから接種した場合
初回接種から2ヵ月後、6ヵ月後の計3回接種 |

5. 接種を控えるべき方について

次のいずれかに該当すると認められる場合には、予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱している方
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ 子宮頸がん予防ワクチンの成分や天然ゴムによって過敏症（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）を起こしたことがある方
- ④ 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された方

6. 次の方は、接種前に医師にご相談ください。

妊娠している、または妊娠している可能性のある方、授乳中の方は、有効性及び安全性が確立していないことから、接種を控えてください。なお、授乳中の方については、予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種できます。

7. 接種上の注意について

次のいずれかに該当する方は、健康状態や体質等を担当の医師にしっかり伝え、よく相談した上で接種を行ってください。

- ① 血小板が少ない方や出血しやすい方。
- ② 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患がある方。
- ③ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方。
- ④ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方。
- ⑤ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。

8. 副反応について

ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん予防）ワクチンを接種した後に注射をした部位が腫れたり痛むことがあります、これは体内でウイルス感染に対して防御する仕組みが働くためにおこります。通常は数日間程度で治ります。

ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん予防）ワクチン接種と関連性があると考えられた主な副反応については以下のように報告されています。

「サーバリックス」

- | | |
|--------------|---|
| ・ 頻度10%以上 | かゆみ、注射部分の痛み・赤い腫れ、胃腸症状（吐き気嘔吐、下痢、腹痛など）、筋肉の痛み、関節の痛み頭痛、疲労 |
| ・ 頻度1～10%未満 | 発疹、じんましん、注射部分のしこり、めまい、発熱 |
| ・ 頻度0.1～1%未満 | 注射部分のピリピリ感・ムズムズ感 |
| ・ 頻度不明 | 失神・欠陥迷走神経発作（息苦しい、息切れ、動悸など） |

「ガーダシル」

- | | |
|-------------|---|
| ・ 頻度10%以上 | 注射部分の痛み・赤み・腫れ |
| ・ 頻度1～10%未満 | 発熱・注射部分のかゆみ・出血・不快感・頭痛 |
| ・ 頻度1%未満 | 注射部分のしこり・手足の痛み・筋肉が硬くなる・下痢・腹痛・白血球数増加 |
| ・ 頻度不明 | 無力症（上まぶたの下垂、物が重なって見えるなど）・寒気・疲れ・だるさ・血腫・気を失う・体がふらつくめまい・関節の痛み・筋肉痛・嘔吐・悪心・リンパの腫れ、痛み・皮膚局所の痛みと熱を伴った赤い腫れ） |

「シルガード9」

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ・ 頻度50%以上 | 注射部分の痛み |
| ・ 頻度10～50%未満 | 注射部分の赤み・腫れ、頭痛 |
| ・ 頻度1～10%未満 | 体がふらつくめまい、悪心、下痢、かゆみ、発熱、疲労、内出血 |
| ・ 頻度1%未満 | 嘔吐、腹痛、筋肉痛、関節痛、だるさ、注射部位の出血、血腫、硬結 |
| ・ 頻度不明 | 感覚の鈍さ、失神、四肢痛 |

9. 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、湯沢市子ども未来課へご連絡ください。

〈接種後の注意〉

- ①予防接種を受けた後 30 分間は、実施場所で様子を観察しましょう。
- ②接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしましょう。また、激しい運動はさけましょう。
- ③予防接種後 1 か月間は、抜歯・扁桃腺摘出術・ヘルニア手術等は原則としてさけることが望ましいといわれています。

問い合わせ

湯沢市子ども未来課（こども家庭センター）
子ども子育て応援班 電話：55－8275